

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第37回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成26年10月31日（金）9：58～10：43
於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、
島村 博之、菅 美千世、南雲 弘行、永峰 好美、二村 真理子

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

武田 博之（郵政行政部長）、
齋藤 晴加（郵政行政部企画課長）、
山碕 良志（郵便課長）
菱沼 宏之（貯金保険課長）
後藤 慎一（信書便事業課長）
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

1 諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並び
に事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可について

2 報告事項

年賀寄附金配分事業（平成24年度）の主な活用事例

開 会

○樋口分科会長 皆さん、おはようございます。御参加いただきましてありがとうございます。ただいまから「情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会（第37回）」を開催いたします。本日は委員9名中8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、一部非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。最初の議題の審議が非公開となりますので、最初の議題終了後、傍聴者の入室がございます。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、総務省において人事異動があったとのことですので、事務局から異動された方々の御紹介をお願いいたします。

○武田郵政行政部長 はい。おはようございます。7月22日付けで郵政行政部長を拝命いたしました武田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○齋藤企画課長 おはようございます。同じく7月22日付けで郵政行政部の企画課長を拝命しました齋藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○菱沼貯金保険課長 同じ日付で貯金保険課長を拝命しました菱沼でございます。今後、国際ボランティア貯金の配分等々を、今回ではございませんがお世話になることも出てくるかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○樋口分科会長 はい。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めて参ります。本件の案件は諮問事項1件、報告案件1件でございます。

初めに、諮問第1106号から1108号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○後藤信書便事業課長 おはようございます。信書便事業課長の後藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。お手元の資料の37-1を御覧いただけたらと思います。その資料の一番後ろに別紙2-1、2-2というのが付いてございます。こちらが審査結果の概要でございますので、これを横目に見ていただきながら、以下、別紙1について御説明させていただきたいと思っております。

まず特定信書便事業の許可申請、それから事業計画変更の認可申請でございます。別紙1を1枚めくっていただきまして「申請者及び提供サービスの概要」でございますが、まず概略を申し上げますと、東北管内で1者、それから関東管内で2者、東海管内で2者、近畿管内で3者、九州管内で2者の計10者の新規許可申請でございます。

主な事業につきましては、貨物運送業、警備業、ビルメンテナンス業のほか、旅客運送業も2者の参入がございまして、これが今回、特徴的なところかと思っております。それから事業者番号6番、しみず運送につきましては2号役務、3時間以内で送達という役務につい

での参入も今回でございます。

それから、提供サービスの概要についてでございますけれども、ざっと御覧いただきまして、官公庁、大学、企業等からの役務を見込んでいるところでございます。

それから、1枚めくっていただきます。3ページでございますが、「事業計画の変更の認可申請」につきましても1者ございまして、KSGインターナショナルでございます。こちらはすでに3号役務での参入をしているところですが、今回、企業グループ内の信書の送達を行うということで、1号役務の追加ということが出てきているところでございます。

次に4ページ目以下でございますが、ここからは事業の遂行上適切な計画であるか否かという観点になるわけでございますが、まず「収入の部」でございます。これにつきましては、契約が見込まれる者との間で予定する契約額、それから顧客へのヒアリング結果を考慮して算出しております。顧客の業種あるいはニーズで、利用見込通数とかセキュリティ等の手間暇のかけ方等が異なりますので、単価には若干開きが生じております。

事業者番号2のさくら興運につきましては、金融機関の本社、各支店間を巡回する役務を想定していますし、事業者番号4の大興タクシーにつきましては高セキュリティサービスというものを想定しているところでございます。

なお、6ページにある、KSGインターナショナルにつきましては、3号役務にはすでに参入してございますので、直近の実績の数値を記載しているところでございます。

続きまして7ページを御覧いただきたいと思いますが、「支出及び利益の部」でございます。これにつきましては2段に分かれておりますが、まず、事業開始予定日から各社の事業年度末までを初年度としたもの、これが上段です。それから、下段がその翌年度を対象として試算したものでございます。「信書便事業支出」につきましては、項目ごとに積み上げた額、又は兼業する、例えば貨物運送業ですとか、警備業といったようなものとの案分で試算した額になってございます。

それから、「信書便事業営業利益」という欄がございますが、こちらについては信書便事業収入から信書便事業支出合計を差し引いた額ということで、全事業者においてプラスとなっております。それから、その一つ右の欄の「当期純利益」でございますが、こちらは会社全体としての利益を表しております。信書便事業支出を兼業する事業との案分で算出しておるような場合につきましては、全体事業収入に占める信書便事業収入の割合が小さいほど、この信書便事業営業利益率が高めに算出される傾向はテイクノートしておく必要があるとは思いますが、一方で、いずれも信書便事業営業利益を上回るプラスの当期純利益が見込まれておりますことから、事業収支見積は各者の身の丈に収まるものというふうに考えており、適切であると判断しております。

それから、先に14ページを御覧いただけたらと思います。「3時間審査」、2号役務が今回ございますので、説明の都合上こちらを先に説明させていただきますが、こちらにつきましては電子機器会社の工場等の3カ所の間を送達するもの、配達するものということで、現地の道路事情を踏まえて、実測と、それから交通情報サービスによって小型四輪自

自動車による3時間以内の役務提供というものが立証されているということでございます。

このほか各者から申請のあった役務内容は、大きさとか重さなど、それぞれの役務の種類に応じた信書便法の規定に適合しております。また、経済的な観点から、業務の一部を委託する、しみず運送がこれに該当しますけれども、これにおきましても第三者への再委託禁止等がきちんと定められておりますので、結果、事業遂行上適切な計画を有するものであると判断しております。

続きまして、事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切か否かという観点でございますが、12ページを御覧いただけたらと思います。「引受け及び配達の方法」でございます。御覧いただきますと、各者とも引受けの方法が明確に記載されております。また、後ほど御諮問申し上げます1108号とも関連いたしますけれども、この信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から引き受けることとされております。

それから、配達につきましても、その方法が明確に記載されておまして、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、差出人の指図によって受取人に直接引き渡し、又は郵便受箱への投函をするなどとされております。また、業務の一部を委託する場合におきましては、契約書において受託者に信書便管理規程の遵守義務が課せられております。これらから、事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものであると判断しております。

それから、最後、3点目が、事業を適確に遂行するに足る能力を有するか否かということでございますが、11ページを御覧いただけたらと思います。直近の決算年度において新規10者とも債務超過の状況にはなく、純資産の額は全てプラスとなっております。また、事業開始に要する資金でございますが、人件費2カ月分、それから賃借料1年分、車両等の取得価格等の合計額で出しておりますが、各者とも全額自己資金による調達が可能である見込みでございまして、財産的基礎は十分であるものと判断しております。

また、後ほどの諮問第1108号とも関連いたしますけれども、秘密保護を目的とする信書便管理規程におきまして、信書便管理者の事業場ごとの選任とか、あるいは秘密保護に配慮した作業方法などの職務内容、これが明確に記載されておりますので、秘密保護のための管理体制を整備するための能力もあるものと判断しております。また、自動車その他の輸送手段を使用する場合には必要な許可等がありますが、それも取得済みでございますので、事業を適確に遂行するに足る能力を有するものと判断しております。

以上をまとめまして、各者とも信書便法の規定に基づく許可の基準に適合してございます。加えて、欠格事由に該当しないということも確認しておりますので、特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可をすることといたしたいと考えております。

続きまして、資料37-2、諮問第1107号、信書便約款の設定等の認可申請についてでございます。別紙1を御覧いただけたらと思いますが、これが概要でございます。それから、それを審査した結果が別紙2-1及び2-2でございます。役務の名称及び内容、それから信書便物の引受け、配達、転送・還付の条件、それから送達日数、料金收受の方

法等につきまして、いずれも適正かつ明確に定められていると認められます。また、特定の者に対しまして不当な差別的取扱いをするという規定もございませんことから、法令上の基準に適合しておりまして、認可することとしたいと考えております。

それから、最後でございますが、資料37-3、諮問第1108号、信書便管理規程の設定等の認可申請でございます。こちらも別紙1がその概要で、審査した結果が別紙2-1及び2-2でございます。

事業許可、それから計画変更認可におきましても、先ほども申し上げましたが、事業を適確に遂行するに足る能力を有するか否かの観点から言及しましたが、信書便管理者の選任、秘密保護に配慮した作業方法、それから、別紙1でいうと2ページ目になりますが、教育及び訓練。これなど事業者の取扱いにかかる信書便物の秘密の保護につきまして適切に記載されてございますので、こちらも法令上の基準に適合すると考えられますことから、認可することといたしたいと考えております。

最後に参考1という資料を付けさせていただいておりますが、今回の許可申請等が認められた場合の参入状況をまとめたものでございますが、全体で431者となる見込みでございます。その他、2ページ目以降は今回の許可申請を受けて新規に参入した者が赤色、それから事業計画変更認可が青色、それから廃止届が出された事業者に二重線を引いております。以上でございます。御審議方、よろしくお願いたします。

○樋口分科会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。1つ追加ですが、私から。参考1のそれぞれの参入状況の二重線が引かれている箇所を少し詳しく説明いただけますか。

○後藤信書便事業課長 はい。

○樋口分科会長 1ページ目のワールド商事株式会社と、2ページ目の有限会社ルート関西です。これくらいでしょうか。

○後藤信書便事業課長 はい。御説明申し上げます。

○樋口分科会長 もう一つあります。有限会社オクノ物流。この3者の二重線の意味を説明いただけますか。

○後藤信書便事業課長 はい。まず北海道の有限会社オクノ物流でございますけども、今回、XXXXXXXXXXがございまして、事業を廃止したと聞いております。

それから、二つ目が東京のワールド商事株式会社ですけれども、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXとなりましたことから事業を廃止したと聞いております。

それから、兵庫県の有限会社ルート関西でございますが、XXXXXXXXXX
ことに伴って事業廃止をしたというふうに伺っております。以上、結果、この3者につきましては事業廃止をされたということでございますので、補足させていただきます。

○樋口分科会長 はい、ありがとうございます。その3者を引いて認可総数が、本日の審

議分を入れて431ということですか。

○後藤信書便事業課長 はい。

○樋口分科会長 はい、わかりました。何かそのほかに御意見、御質問ございますか。菅先生。

○菅委員 すみません。ちょっと流れがわからないんですけども、事業開始予定日ってありますね。ここが、今日31日、10月31日ですけど、事業者さんの予定日が26年11月1日になっていて、ちょっと近いんですが、これは内容的にはどういうふうな流れになっていて、明日から事業を開始できるんでしょうか。

○後藤信書便事業課長 本日御承認いただければ、本日付けで許認可がなされますので、明日からの営業をしていただくことは可能となります。事業者さんは、本日、許可が出るということを前提に御準備をされているかと思えます。もし仮に許可が出なければ、事業を開始していただくことができなくなる、ということで準備されているものというふうに承知しております。特にこの11月1日からということで何か不都合があるということがあるとは考えておりません。

○菅委員 もし何かがあれば、待たがかかるわけですね。

○後藤信書便事業課長 もちろんそういうことでございます。

○菅委員 わかりました。

○樋口分科会長 ほかにどなたか御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、御意見ございませんので、諮問第1106号から1108号については諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することではいかがかと思えますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではそのように答申することといたします。

○後藤信書便事業課長 1点よろしいでしょうか。

○樋口分科会長 はい、信書便事業課長どうぞ。

○後藤信書便事業課長 1点、事務局から失礼いたします。前回7月8日の当分科会におきまして、聴聞会が取消しになった経緯の御質問がございました中で、法令違反の改善状況をきちんと確認した上で、事業者への指導を徹底して、必要となれば不利益処分も検討するという点と、もう1点が、全国的に類似事案の有無を調査するとともに、総務省のチェック体制を点検するという旨のやり取りがございましたことを踏まえまして、現状を御説明させていただきたいと思えます。

まず法令違反の改善状況の確認、それから事業者の指導徹底についてでございますが、前回分科会終了後、速やかに行政指導への対応状況を聴取いたしました。遺憾ながら、相変わらずその段階では他の事業者は無認可で一部業務を委託して役務を提供しているという事実を確認いたしました。明らかに信書便法違反でございますことから、当該事業者に対して厳重な指導文書を発出し、業務委託による役務提供の即刻停止を求めたところでございます。その結果、7月末の段階で当該事業者による信書便役務の提供そのものが停止

されまして、法令違反状態は解消いたしました。

総務省としましては、引き続き事業者における不備事項の是正、再発防止対策の徹底を指導しておりまして、現在までに2回にわたって特別検査を実施しております。当面、四半期ごとに検査、報告聴取を行うなど、引き続き厳格な指導監督を行う考えでございますが、当該事業者は本事案によって、これまで長く付き合いのあった重要な顧客を失ってもおきまして、経営トップ自らが信書便管理者になるなど、真摯に再発防止等に取り組んでいるところを確認しております。今後、仮に事業運営改善の取組が不十分であるというようなことなど、事業改善命令等を行う必要が生じた場合は、改めて当分科会にお諮りしたいと考えております。

それから、全国的な類似事案の調査、総務省のチェック体制の点検についてでございますが、まず当該事業者は、毎年提出される事業実績報告書において、信書便物の引受けの「実績なし」との虚偽報告をしていた新規の事業者でございました。総務省検査の対象からそのために外れておりまして、一度も検査を受けたことがなかったわけでございます。念のため、新規事業者に限らず、実績なしの事業者全てを対象として調査を行いましたところ、無認可で業務の一部を委託している事業者の報告はございませんでした。

総務省としましては、全国11ブロックの信書便監理官と共に信書便事業者の指導監督に遺漏なきを期して参りますとともに、特に一度も総務省検査を受けていない「信書便物の引受け実績なし」の事業者に対して、今後とも、実際に信書便役務を提供していないかどうかを確認いたしますとともに、実績のない理由を確認するなど、法令違反の未然防止に万全を期して参りたいと考えております。以上です。

○樋口分科会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございませんでしょうか。

○永峰委員 よろしいですか。

○樋口分科会長 はい、永峰委員。

○永峰委員 実績なしっていうのは、今、どのくらいの件数があるんでしょうか。

○後藤信書便事業課長 大体200件弱でございます。

○永峰委員 それに対しての指導はどのようになさっているんですか。

○後藤信書便事業課長 事業開始届が出されまして、事業実績ありの事業実績報告書が出てきた場合に、検査に入ることになります。それがなければ検査に入ることがなかったというのが今までの運用でございます。

○永峰委員 今のところ実績なしの業者に関しては、例えば1年間で全く1件も実績がなくても、例えば、認可の取り消しなどの言葉を使っていいものかどうか分かりませんが、見直しをするということはやっぴらっぴらないんですか。

○後藤信書便事業課長 あくまでも営業を行っていかうという意思をお持ちであり続ける以上は、こちらのほうから努めてそのような手続をするという指導はしておりません。許可を取られた方がやられていないということそのものは、私も個人的には事業はしていた

だきたいと思いますが、やはり相手方がありまして、なかなか仕事が取れませんでしたとか、思っていたように入札ができませんでしたというようなこともございますので、そこはケースバイケースのところもございます、実績がないからといって即廃止届を出しなさいというような指導をすべき性格のものでもないのかなというふうに考えておるといふことでございます。

○永峰委員 今申し上げた1年間という期限は厳しいかもしれませんが、例えば、3年間とか、そのくらいの中で、認可はしたもののやはり仕事とれず実績がないというのであれば、やはり問題ですから、見直しをすることも考えられた方がいいのではないだろうかと思います。いかがなものでしょうか。

○後藤信書便事業課長 事業者側から見ますと、毎年毎年、事業実績報告書を出すという手間暇がございます。その手間暇をかけてまで許可を受け続けていきたいということかと思っておりますので、こちらのほうから、何年間実績ないからやめるべきだというような指導をするというのは、やや議論が必要かなというふうには考えております。

○永峰委員 はい。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○永峰委員 はい。

○樋口分科会長 ほかに何か御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

○篠崎委員 今の御説明で、全く事業をしていなかった件数が200何件ですか。ですね。

○後藤信書便事業課長 200件ぐらいですね、はい。

○篠崎委員 200何件。そうすると、総数の半分は事業をしていないということですか、この1年間。

○後藤信書便事業課長 計算上はそうなります。

○篠崎委員 そうですか。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○篠崎委員 ちょっとそれは問題ですね。数が多過ぎますね。

○樋口分科会長 もしそういう場合には、改めて規則などを決める必要があります。たとえば、事業実績1年を超えて事業がない場合には退出という規則を決めておく必要があります。それがない状態では、こちら行政からは何ともいいようがないと思います。

○篠崎委員 この1年間というのは、例えば過去にはやっていて、過去の年度にはやっていて、この1年間はゼロになってしまったというふうな感じですか。

○後藤信書便事業課長 そういう意味です。信書便法規定上は、法律上は事業を休止あるいは廃止するというようなこともございますので、廃止まではいなくても、途中休止というプロセスもございますので、事業者さんとして仕事がなかなか取れない中で、毎年毎年、事業実績報告書、それから営業報告書を毎年行政に提出しなければいけないという、行政コストをかけ続けるということが負担だということに御判断が傾けば、休止届あるいは廃止届を出されるという制度的な措置は信書便法上ございますので、そちらのほうの運

用の世界なのかなというふうに考えております。

○樋口分科会長 そのほかに何かございませんか。

○篠崎委員 またいいですか。

○樋口分科会長 どうぞ。

○篠崎委員 そうすると、この毎度配っていただく参入状況のこの報告者には、1年間事業がなかったとか、何かそういった細かいところまで出すわけにはいかないのですか。これですと、参入ですから、参入したということだけなのですが、かなり参入して多くやっているなということだけなのですが、そこまではできない。

○後藤信書便事業課長 検討して参りたいと思います。

○樋口分科会長 これに日本郵便株式会社があるわけでして、日本経済全体の中におけるこの信書便のマーケットがすでに過当競争の様相を呈している状態なので、当然のごとく仕事が取れないところも出てくるかと思いますが、一応許認可事業ですから、一旦許認可された以上、事業者は自由に競争市場の中で活動できるというのが基本だと思います。

先ほど申し上げましたが、1年間、いわば1件も事業なしという機関が発生を受け、もしそうならばこのマーケットから撤退していただきますっていうのは、またそれについての行政ルールを作らないと、こちらからそれを要求できないことは明らかです。もし規則があればよろしいですでしょうか。

それでは次に移りますが、ここで傍聴者の方々に入室をしていただきます。

(傍聴者入室)

次の案件ですが、「年賀給付金配分事業（平成24年度）の主な活用事例」について、総務省から報告をお願いいたします。

○山碕郵便課長 はい。郵便課長の山碕でございます。よろしくをお願いいたします。報告事項といたしまして資料37-4でございますが、「年賀寄附金配分事業（平成24年度）の主な活用事例について」という資料を御覧ください。年賀寄附金の配分事業につきましては、今年度、平成26年度で65周年を迎えます。これまで皆様から寄せられた寄附金は社会福祉の増進、青少年の健全育成、非常災害時の救助、災害の予防などの事業を行う団体に配分されて参りました。

日本郵便株式会社におかれましては、今後、皆様からの寄附金が地域社会にどのような形で活用されたのかということを積極的にお伝えしようということで、寄附金配分事業の意義、必要性をより多くの方に知っていただき、日本郵便の企業価値を高めていくという考えでいらっしゃいます。

資料37-4は、日本郵便株式会社で今年から新たに作成した活用事例集でございます。ちょうど昨日、来年の年賀はがきの発売が開始されましたが、東京駅のJPタワー、KITTEにおいて開催された発売イベントにおいても、報道機関の皆様はこの資料を配布して周知を行ったということでございます。今回の事例集では、全部の採択案件のうち30の事例について、日本郵便の年賀寄附金評価委員会で高い評価を得た事例が掲載されてい

ます。

おめくりいただきまして、1ページに「活用事例団体一覧」がございます。配分自体、今年の3月、今年度分についてご審議をいただきましたが、今日は時間の都合もありますので、6分野それぞれにつきまして1例ずつ、1ページにあります1-3、2-4、3-3、4-3、5-1、6-2の6事例につきまして、この配分の事務局を務める日本郵便の環境・社会貢献室において特に優れていると判断されたものを御紹介させていただきたいと思います。

まず、資料の4ページを御覧ください。岩手県盛岡市の「特定非営利活動法人 乗馬とアニマルセラピーを考える会」による「被災児童等のこころのケアを目的とした馬とのふれあいによる青少年健全育成事業」です。この事業は、東日本大震災における被災者への心のケア、児童健全育成のため、保育園、幼稚園、小学校を訪問して乗馬体験などの事業を実施するとともに、「ふれあい訪問」に同行する馬の取扱いのアシスタントを養成するという事業を行ったそうです。

「ふれあい訪問」は40日間で9市町村の52施設を訪問され、また、アシスタントの養成としては講座を2回実施して、16名のアシスタントを養成されたということです。動物と触れ合うことによる心のケア効果が実施後のアンケートでも認められており、多くの方が再訪問を強く希望しているということです。「社会性、自立性、他者に対する思いやりや労りの心が醸成される」と。そういった効果もアンケートから読み取れたということでございます。

2件目が10ページを御覧ください。事例2-4、福島県郡山市の「特定非営利活動法人 福島県パートナーズドッグ普及委員会」が実施した「福島県内一円の福祉施設でアニマルセラピーを行い、入居者の笑顔を増やす事業」でございます。福島県内で長期療養や小児病棟の患者、老人福祉・児童福祉施設においてアニマルセラピー、動物との交流によってもたらされる癒しの効果を活かした精神療法の事業を実施したというものでございます。

犬と遊んだり、ブラッシングなどの世話をしたりすることによって、対象者の方が心身ともに活発になり自発的に体を動かすようになるなどの改善が見られたということでございます。全体23施設で、延べ2000人の方が対象になったそうです。今後は、こうしたアニマルセラピーの数値的なデータが現在少ないそうですので、いろいろな病院等と協力をして、これら活動前後の変化をデータ化して医療現場に導入して活用していくことを考えられているそうです。

3件目、12ページをお開きください。これは施設改修の分野ですが、事例3-3、北海道札幌市の「特定非営利活動法人 北海道自由が丘学園・ともに人間教育をすすめる会」により「教育実践施設の建物外壁改修事業」でございます。主に不登校生を対象とする「自由が丘月寒スクール」の建物の外壁工事を行ったというものでございます。従来、雨漏りや腐食が進んでいたところが改善されるとともに、この建物自体は中古で当初購入されたそうですが、耐久期間が延長されたと聞いております。この施設はかねてから自然

エネルギーを導入したエコハウス、エコスクールとして地域に公開されておりまして、現在、改修工事を経て、年間の利用者数が約2400人とのことです。

4件目でございますが、15ページを御覧ください。事例4-3、東京都新宿区の「社会福祉法人 日本盲人会連合」によりまして「視覚障がい者用音訳図書製作及び貸出業務に係るカセットテープデュプリケーター導入事業」でございます。全国の視覚障害者に対するカセットテープの図書の製作や貸出しを行っておりますけれども、これらを迅速に行うためにコピー機（デュプリケーター）を導入したということでございます。この機械を導入したことによりまして発送期間が大体1か月から1週間に短縮したということで、毎月平均1000本から1500本程度のコピーを行っているという事業でございます。

17ページでございます。「車両購入」の分野ですが、事例5-1、岡山県倉敷市の「社会福祉法人 三穂の園」によりまして「ケアホームの送迎車両の増設事業」でございます。この事業は、ケアホームという、精神障がい者、知的障がい者の方に対して介護や日常相談等の支援を行う施設におきまして、ケアホームと日中の活動場所との間の送迎ですとか、地域のいろいろな団体からの依頼に基づく対応を行っているということでございます。

従来は中型の車両を複数台使用しないところでした送迎ができなかったそうですけれども、この車両は定員が29人、従来の車に比べて3倍ぐらい収容能力があるということで、1台で対応できるようになり、効率化が図れたということでございます。大体毎日、平日は2往復程度、土日は行事用に使用されていると聞いております。

最後、22ページでございますが、事例6-2、福島県いわき市の「特定非営利活動法人 勿来まちづくりサポートセンター」によりまして「いわき市勿来地区津波被災者のアパート生活支援のためのサロン事業」でございます。勿来地域の岩間町というところでは、震災により公民館が流出いたしまして、住民が集まっていた場所がなくなったそうでございます。そのため、被災された区の中で住所録を作成したり、呼びかけをしたりして、サロン活動を行っているというものでございます。憩いの場、集会の場として非常に喜ばれているということで、手芸教室、リハビリ体操、絵手紙教室、スポーツ吹矢教室、傾聴ボランティアなど、幅広く年間を通じて94回、参加者は延べ約1150人の方が参加されると。そういうサロン事業を行っているというものでございます。

以上が今日御紹介さしあげた6事例でございますが、この年賀寄附金配分事業の活用事例につきましては、日本郵便株式会社から今後も各種のイベント等の機会を活用しつつ、より多くの方々に広めて、寄附金の配分に資していきたいというふうに考えているということでございます。私ども総務省といたしましても、今後、毎年事業が行われていきますので、今後、こうした審議会等の場を通じて広く御紹介していきたいというふうに考えております。本日配布した資料はすでに全部公開のものでございますので、可能な場合がございます。是非御紹介等いただくとありがたいと思います。以上でございます。

○樋口分科会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございませんでしょうか。

- 篠崎委員 はい。
- 樋口分科会長 はい、篠崎委員。
- 篠崎委員 この平成24年度の寄附金で集められた総額は、幾らでしたかしら。
- 山碕郵便課長 7億5000万円です。
- 篠崎委員 寄附金として。
- 山碕郵便課長 はい。配分に必要な費用を寄附金の中から一部控除して、事業に配分した額が7億5000万円です。
- 篠崎委員 7億。そうしますと7億5000万。おおよそ。
- 山碕郵便課長 はい。
- 篠崎委員 みんなが年賀状、年賀はがき買ったり、切手買ったり、それですよ。
- 山碕郵便課長 はい、そうです。
- 篠崎委員 その売上総額は、もうちょっと増えちゃうわけでしょう。
- 山碕郵便課長 年賀はがきの中で、寄附金付きのものと寄附金付きでないものがありまして。
- 篠崎委員 うん、ありますね。
- 山碕郵便課長 はい。大体、来年の年賀はがきが、昨日の報道ですと34億枚ぐらい売り出すと。発行するというふうについておりますので、それに52円を掛けていただくと売上になるのですが、寄附金は売上とは別で、52円にプラスして5円付加して、その5円分について配分するということでございます。
- 篠崎委員 だから、5円分、5円とか、それ全部集めたら幾らだったのかな。それから配分に、いろんな諸経費を含めて配分に使ったのが7億5000万円ぐらいだったということですね。
- 山碕郵便課長 はい。集まった寄附金の全額は、7億5000万円と経費額が今、手元にありませんが、それを足した額の合計です。
- 篠崎委員 そうですね。はい、わかりました。
- 樋口分科会長 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。私からですけれども、こういう配分事業ですけれども、大変重要な社会事業への補助システムであろうかと思えますし、日本の誇るべきものだと考えます。是非とも英語ないしその他の外国語に翻訳してホームページで積極的に情報公開していくべきと考えます。日本郵便には日本語の読めない方々にも情報普及をしていただければと思います。これは日本郵便へのお願いです。
- 山碕郵便課長 はい。会社の担当者と相談して進めて参りたいと思います。
- 樋口分科会長 そのほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。はい、二村委員。
- 二村委員 今回、この事例集に載っているものというのは高い評価を得たものであるというような御説明あったと思うのですが、これは社会貢献室が特によろしいというふうに考えて出されたものと考えてよろしいですか。

○山碕郵便課長 環境・社会貢献室が案を作られたのだと思いますけれども、外部の有識者から成る評価委員会がありまして、そこに諮って、最終的には評価が高いというものを選ばれたということです。

○二村委員 なるほど。第三者の方がきちんと評価をなさっているということですね。

○山碕郵便課長 はい、そう聞いております。

○二村委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 そのほかにございませんか。それでは、ただいまの報告について御了承をお願いいたします。以上で本日の審議は終了いたしました。この際、皆様から何かこれまでの審議以外のところで何か御意見とかコメントがございましたらお願いしたいのですが、よろしいですか。事務局から何かございますか。ありませんか。はい。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の日程につきましては別途、確定になり次第、事務局から御連絡をいたします。以上で閉会とします。本日はどうもありがとうございました。

閉 会